第6号様式別表5の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳 について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を 有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた 	記載のしかた	留意事項
	収入金額課税事業とその他の事業とをあわせて行う法人(以	
	下「収入金額課税事業をあわせて行う法人」といいます。)にあ	i '
	っては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	•
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
·		
O CAN EL TOUR LOCALITY AND EL	添付してください。	(1) 1 40 45 45 76 76 76 76 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
2「役員又は使用人に対する給与		(1) 小規模な事務所等につ
の各欄	(2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者(労	1
	働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件	
	の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者又	1
	は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船	
-	員をいいます。)に係るものは含めないで記載します。ただし、	
	労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働	ては、国ごとに一括記載
	者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該	して差し支えありませ
	労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載してく	h_{\bullet}
•	ださい。	(3) 別途明細書に準じた書
		類を作成している場合に
		は、「計③」の欄に金額
•		を記入のうえ、各欄の記
		載に代えて当該書類を別
. :		紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあ
		りません。
3「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告) の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	·
	前日)現在における役員及び使用人の数を記載します。	
4 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額(当該事業年度に	
	おいて役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職	*
	手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、	
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額	
	(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支	
	出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得	
	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記	
	載します。	
5「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに	「備考」の欄に加減算項
	記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人	
	に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元	
	法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に	7.0576
	記載します。	•
6「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な	
○ 「畑~~」		
	内容について記載します。	

4月月		DD 辛 市 12
欄	記載のしかた	留意事項
7「役員又は使用人のために支出		
する掛金等」の各欄	おいて役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得	
(1から16まで)	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額(棚卸	
·	資産等に係るものについては、当該事業年度において支出され	
•	る金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連	載します。
	結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))について、	
	次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。	-
	なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。	
	(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の4第1項	
	第1号に掲げる金額	
	(2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同	
·	項第2号に掲げる金額	
	(3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる	
	金額	
	(4) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第4号	
	に掲げる金額	
	(5) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第5号に	
	掲げる金額	,
	(6) 厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 7の欄の金	
	額から8の欄の金額を控除した金額	,
	(7) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 政令第20条	
	の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲	
	げる金額	,
	(8) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額	,
	(9) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の	
	2の4第1項第7号に掲げる金額	
	(10) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当	
	額 法人税法施行令附則第16条 (適格退職年金契約の要件等)	,
	第1項第9号イに掲げる金額	·
	(11) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主	
	払込相当額 同号口に掲げる金額	,
	(12) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当	
	額 同号ハに掲げる金額	
•	(13) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相	4
	当額 同号ニに掲げる金額	
	(4) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	
	同号ホに掲げる金額	
	(15) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への	
	事業主払込相当額 同号へに掲げる金額	•
	(16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充	•
	てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額	
8 「派遣元に支払う金額の合計	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表	
⑦」、「派遣労働者等に支払う	5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③	
報酬給与額の合計⑨」及び「派		
電先から支払を受ける金額の	~~ мин ~~ лис нух сь. С и ∨ С и ∨ ры тух ∨ сь. 1 о	
1		
合計⑩」 9「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
[A I(\(\sigma\) 100 (\text{O})]		
10 [0 (0 × 75 /100)	り捨ててください。 (1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を	
10 「⑨- (⑩×75/100) ⑪」		
	控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を 記載しませ	
	記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨ててください。	<u> </u>